

天候等の警報発令時における生徒の登校について

- 1 始業時刻繰り下げの措置は、下記の項目に該当する場合とする。
 - (1) 台風の接近や大雪のため、交通機関等の混乱が事前に予測され登校時の安全確保が困難であると見込まれる場合。
 - (2) その他の理由により登校時の安全確保が困難であるとあらかじめ見込まれる場合。
- 2 上記第1の(1)により始業時刻の繰り下げを行う場合は、次の内容を目安として始業時間変更を行う。

気象庁による気象情報で「府中市」に警報が発令されている場合は、以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----------------|
| ○午前6時までに解除された場合 | → 平常授業（通常通り登校） |
| ○午前8時までに解除された場合 | → 3時間目から授業 |
| ○午前10時までに解除された場合 | → 5時間目から授業 |
| ○午前10時の時点で警報が発令中の場合 | → 終日、自宅学習 |

※本校においての警報の扱いとは、何らかの「特別警報」もしくは「大雨」「洪水」「大雪」「暴風雪」のいずれかの警報とする。なお、生徒各々の居住地に警報が発令されている場合は、上記に準ずる。

※なお、オンライン授業への変更等、事前に2以外の措置を決定した場合は、措置を優先する。